

村 営 住 宅 入 居 資 格

①真狩村に住所がある者、もしくは入居後必ず真狩村の住民となることが見込める者で、
現在住宅に困窮している者。※単身の方も入居可能です

●住宅困窮状況

1. 現在住宅以外の建物または場所に居住している。
2. 保安上危険な住宅や衛生上有害な状況にある住宅に居住している。
3. 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。
4. 住宅がないため、親族と同居することができない。
5. 住宅の規模、設備又は間取と世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は、教育上不適切な居住状況にある。
6. 自己の攻めによらない理由で、家主、貸主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。
7. 住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
8. 収入に比べ著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。
9. その他

②所得の基準を満たすも者。

$$\frac{(\text{所得の合計} - \text{控除額計}) \div \text{年間月数}}{12} = \text{月額所得}$$

収入のあるもの全員の年間所得の合計

一般控除(同居者、別居の扶養親族)、特別控除などの合計額

※所得＝収入から給与所得控除を引いた金額(給与所得者に限る)
(事業所得者については収入から経費を引いた金額)

◎公営住宅の場合

月額所得が 158,000円以下(裁量階層は、214,000円以下)

◎特定公共賃貸住宅(ハイツ・桂)の場合

月額所得が、158,000円以上487,000円以下
(158,000円未満の者は、所得の上昇が見込まれる者に限る)

※真狩村賃貸住宅については所得基準がありません。